

加入すると

お得な

小規模企業共済

のすすめ

ゆとりある老後のために自助努力。将来年金だけでは不安という方。



Q. 小規模企業共済に加入していますか？

裏面へ

A. 入っています

A. 入っていません

安心 安全 国がつくった経営者のための退職金制度です。

こんな制度です…

- 昭和40年に「小規模企業共済法」に基づき発足して以来、順調に普及
- 加入者数は約138万人、運用資産は約94兆円 (H303現在)
- 共済金支給額の平均は1,087万円/人、支給総額は約4,800億円 (H29年度実績)

加入対象者

制度に加入できる方は、個人事業主・共同経営者・会社等役員で、雇用されている従業員（正規雇用人）数によって判断されます。

小売・卸売・サービス業等
※旅館・娯楽業は除く

従業員

5人以下の企業



農林漁業・製造業・建設業
運送業・旅館業・娯楽業等

従業員

20人以下の企業



※ 従業員とは、個人事業主や会社役員、共同経営者(2人まで)及び家族従業員、パート従業員、アルバイト従業員などの臨時に期間を定めて雇い入れている者を除いた、正社員として雇用されている方を言います。

共済金A・Bの利回りは1.0%~1.5%

詳しくは裏面の「共済金の受け取り」をご覧ください

小規模企業共済の **お得** ポイント

ポイント

1 掛金は、全額所得控除

掛金は月額1,000円から7万円の範囲(500円単位)で自由に選べます。

払い込んだ掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除の対象となります。

(確定申告書の『小規模企業共済等掛金控除』にご記入ください)

雑損控除	⑩	
医療費控除	⑪	
社会保険料控除	⑫	
小規模企業共済等掛金控除	⑬	
生命保険料控除	⑭	
地震保険料控除	⑮	
寄附金控除	⑯	
寡婦、寡夫控除	⑰	
		0000

ポイント

2 受取時も 税制メリット

- 共済金は、廃業や退職時のほか、65歳以上で180か月以上掛金を納付した方も受け取ることができます。
- 受け取りは、「一括」「分割」「一括と分割の併用」がある一方税制のメリットがあります。

一括受取 → 退職所得扱い

分割受取 → 公的年金等の雑所得扱い

ポイント

3 資金に困ったら…

事業資金に困った場合、掛金納付月数により、掛金の7割~9割の範囲内で貸付制度がご利用できます。

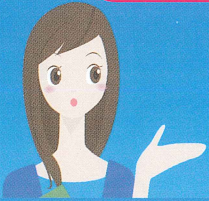
一般貸付制度 → 貸付利率 年 1.5%

Q. 小規模企業共済に加入していますか？

表面へ

A. 入っています

A. 入っていません



小規模企業共済のメリット（掛金の所得控除など）を
実感している皆様へ **お得な** 情報

共同経営者も加入できる！（個人事業主の方）

個人事業主1人のほかに、共同経営者は、条件を満たせば2人まで加入できます。配偶者や後継者が該当する場合があります。

他の役員も加入できる！（法人役員の方）

現在、加入している役員のほか、商業・法人登記簿謄本（登記事項証明書）に役員として登記があれば、会社等の役員として加入できます。



掛金を、増額してみませんか？

- 制度改正により掛金の増額がしやすくなりました。
改正後、現金がなくてもお申込みができるようになりました。さらに、掛金を減額する際の手続きが簡単になりました。
- 掛金増額で所得控除を増やす。
掛金の増額は500円単位で、掛金の上限7万円まで増額できます。掛金全額が所得控除されます。

増額の手続き

必要なもの

- ① 認印
- ② 掛金月額変更（増額・減額）申込書

下欄の「お問い合わせ」先で手続きできます。詳しくはお問い合わせ下さい。

共済金の受け取り（満期・満額はありません。下表の共済事由が発生した時点で共済金をお受け取りできます。）

■ 共済事由

	A 共済事由	B 共済事由
個人事業主	◎個人事業の廃止など	◎老齢給付（180か月以上掛金を納付した65歳以上の方が請求）
共同経営者	◎個人事業主の廃業に伴う退任	
会社等の役員	◎会社等の解散など	◎老齢給付（同上） ◎会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任 ◎会社等役員の死亡

共済金A・Bについて

- ① 共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が6か月以上の場合にお受け取りいただけます。（6か月未満は、掛け捨てとなります）
- ② 共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が36か月未満の場合は、掛金合計額と同額となります。
- ③ 共済金Aの額は、概ね25年目までに共済事由が生じた場合は、掛金を約1.5%の率で複利運用した元利合計額となり、概ね25年目以降35年目までの間に共済事由が生じた場合は1.5%から1.0%に向けて段階的に低下し、35年目以降共済事由が生じた場合、概ね1.0%に見合ったものとなります。
- ④ 共済金Bの額は、掛金を「予定利率」と概ね同率の1.0%の率で複利運用した元利合計額に見合ったものとなります。

■ 掛金納付年数に応じた共済金受取額と利回り（掛金月額1万円の場合）

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B
10年	1,200,000円	1,290,600円(1.5%)	1,260,800円(1.0%)
20年	2,400,000円	2,786,400円(1.5%)	2,658,800円(1.0%)
30年	3,600,000円	4,348,000円(1.2%)	4,211,800円(1.0%)

※（ ）は共済金の受取額に応じた利回り（複利運用した年利率）です。

※共済金A・Bの他に、準共済金・解約手当金があります。

※共済事由等の詳しい内容は、ホームページ等をご覧ください。

※「予定利率」は、経済情勢や金利水準等が大きく変化した場合には、将来収支見直し等に基づく検討がなされ、変更される場合があります。

資料請求につきましては、中小機構ホームページもしくはお電話で承っています。

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構**



ホームページはこちら

小規模共済

検索



050-5541-7171 受付時間 平日9:00~18:00

または、お近くの商工会議所、商工会、金融機関の本支店等へ！

お問い合わせ・お申し込みは

岡崎商工会議所

中小企業相談所
電話 0564-53-6500